

平 3 0 山 病 本 第 9 号

平成 30 年(2018 年)4 月 9 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

地方独立行政法人山口県立病院機構

理事長 岡 紳爾



地方独立行政法人山口県立病院機構の第 2 期中期計画の変更の認可について (申請)

このことについて、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請します。

## 診療報酬改定に伴う中期計画（別表）の変更について

平成30年 4月

山口県立病院機構

地方独立行政法人山口県立病院機構中期計画（第2期）別表において定めている使用料及び手数料について、下記のとおり一部改定を行うこととし、中期計画（別表）を変更する。

### 記

#### 1 変更の理由

平成30年3月5日付けで「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第20号)」等が公布され、同年4月1日（正当な理由がある場合は平成30年9月30日まで適用が猶予）から許可病床の数が400床以上の地域医療支援病院については、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、選定療養費の徴収が義務付けされたため。

#### 2 変更の内容

|           |    |                                       |
|-----------|----|---------------------------------------|
| 初診時の選定療養費 | 医科 | 現行 3,000円（消費税除き）<br>改定後 5,000円（消費税除き） |
|           | 歯科 | 現行 3,000円（消費税除き）<br>改定後 3,000円（消費税除き） |
| 再診時の選定療養費 | 医科 | 現行 0円<br>改定後 2,500円（消費税除き）            |
|           | 歯科 | 現行 0円<br>改定後 1,500円（消費税除き）            |

#### 3 手数料変更の適用時期

改定後の手数料の適用は、平成30年10月1日から適用。

（患者周知の期間を要するため）

#### （参考）選定療養費

##### 《選定療養費》

国が『病院と診療所の機能分担の推進』を図る観点から定めた制度で、患者が他の病院や診療所等からの紹介状なしに、許可病床400床以上の地域支援病院を受診した場合に、健康保険の初診料及び再診料とは別に徴収。

」 ■地方独立行政法人山口県立病院機構中期計画（第2期）別表 新旧対照表

| 新（改正後）   |                  |   | 旧（現行）  |                  |   |
|--|------------------|---|--|------------------|---|
| 別表   |                  |   | 別表   |                  |   |
| 区分   | 金額               |   | 区分   | 金額               |   |
| 診療料  | 社会保険加入患者及び公的扶助患者 | 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額       | 診療料  | 社会保険加入患者及び公的扶助患者 | 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額       |
|  | 労災保険患者           | 国が定める労災診療費算定基準により算定した額  |  | 労災保険患者           | 国が定める労災診療費算定基準により算定した額  |
|  | 自費患者             | 診療報酬の算定方法により算出した点数に、12 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車による交通事故に係る場合にあつては、20 円）を乗じて得た額 |  | 自費患者             | 診療報酬の算定方法により算出した点数に、12 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車による交通事故に係る場合にあつては、20 円）を乗じて得た額 |
| 備考   |                  |   | 備考   |                  |   |
| <p>1 初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る診療料の料金は、<u>5,000 円（歯科にあつては、3,000 円）</u>に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p> <p>2 <u>再診（他の病院（許可病床の数が 400 未満のものに限る。）又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る診療料の料金は、2,500 円（歯科にあつては、1,500 円）</u>に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p> <p>3 選定療養であつて厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が 180 日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院を除く。）に係る診療料の料金は、厚生労働大臣が定める点数の 100 分の 15 に相当する数に 10 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p> |                  |   | <p>1 初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る診療料の料金は、<u>3,000 円</u>に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p> <p>2 選定療養であつて厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が 180 日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院を除く。）に係る診療料の料金は、厚生労働大臣が定める点数の 100 分の 15 に相当する数に 10 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p> |                  |   |